

香芝市告示 第55号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の定めるところにより、歳入の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

令和6年4月1日

香芝市長 福岡憲宏

- 1 委託した事務  
証明書等自動交付に係る手数料の収納事務
- 2 委託を受けた者  
東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構
- 3 委託の期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで